

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【家畜改良センター】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10月28日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式1において明朝体で記載しているもの及び様式2において灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	農林水産省
法人名	独立行政法人家畜改良センター

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて 1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>●地方公共団体等から道路、鉄道、排水用地として割愛要求を受け譲渡した政府出資財産(十勝牧場用地、奥羽牧場用地)の土地売却額(4,654千円)を平成23年3月に国庫に返納した。</p> <p>また、独立行政法人災害補償互助会預託金返還金(10,266千円)及び林木の売却代金・伐採補償料(7,659千円)、並びに十勝牧場用地売却代金(78千円)について、今後使用する見込みがないことから25年度内に国庫に返納すべく事務手続き中。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>●センター本所担当課において、資産の増減に関する調査を毎月実施し、年度末に独立行政法人会計基準に基づいた減損の兆候判定を実施するとともに、監事監査における指摘を踏まえ24年度から各場の資産の現地調査を新たに行うなど、資産の活用状況について確認している。また、資産の保有状況については、監事による定期監査及び評価委員会による事後評価においてチェックを受けている。(現時点において該当なし。)</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>●平成23年3月に策定した中期計画において、貸付資産については、23年度に貸付料算定基準について見直しを行い、近隣における類似の賃貸取引事例または不動産鑑定士等の民間精通者の意見を踏まえた算定方式に見直すとともに、不動産等管理規程の一部を改正したことで24年度貸付分から適正な対価の徴収となっている。</p> <p>特許権については、保有する目的を明確にしたうえで、登録及び保有コストの削減を図るとともに、特許収入の拡大を図ることとしたところであり、平成24年度は職務発明審査会を2回開催し、出願中特許及び保有特許の保有目的の明確化や現状の点検を行った。その結果、利用性の低い保有特許2件を放棄するとともに、権利取得の必要性が低い出願中特許3件について出願審査請求等をせず権利取得を放棄した一方で、新たに2者に対し保有特許の実施許諾を行うなど自主的な見直しを行った。</p>

2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	該当なし。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし。
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	● 中央畜産研修施設は職員の研修に特化した施設ではなく、全国の畜産関係者を対象として家畜の改良増殖、飼養管理の改善、畜産行政等に関する研修を行う施設であり、その機能を代替できる施設は他にない。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	● 土地・建物等の資産については、平成23年3月に策定した中期目標及び中期計画において、毎年度利用状況の調査を行い有効活用を図るとともに、将来の利用見込みの可能性等を検討し、不要なものについては国庫返納等の手続きを行う旨を定めたところであり、今後もこれに即して事務所の整理・統廃合等を進めることとしている。

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>●契約については、平成23年3月に策定した中期計画において、随意契約限度額にとらわれず、一般競争入札を積極的に取り入れ、一般競争入札等であっても、契約の条件、契約手続き等の見直し改善を図るとともに、年2回経費削減効果の検証を行うこととしたところであり、改善に向け必要な取組を適切に実施している。</p> <p>●24年度に実施した契約については、契約監視委員会の点検結果等を踏まえ、随意契約限度額以下の契約であっても一般競争入札を実施する取組をさらに推進するとともに、十分な公告期間の確保と解りやすく参加しやすい仕様書の作成に努めた。</p> <p><平成24年度契約状況(件数、金額)> 一般競争等219件(97.8%)、競争性のない随意契約5件(2.2%) 一般競争等1,376,443千円(97.6%)、競争性のない随意契約33,871千円(2.4%)</p> <p><平成23年度契約状況(件数、金額)> 一般競争等232件(87.5%)、競争性のない随意契約33件(12.5%) 一般競争等1,454,871千円(89.4%)、競争性のない随意契約172,519千円(10.6%)</p> <p><平成22年度契約状況(件数、金額)> 一般競争等236件(87.7%)、競争性のない随意契約33件(12.3%) 一般競争等1,223,313千円(85.5%)、競争性のない随意契約207,884千円(14.5%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	—
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p>	<p>●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。</p> <p>なお、取組開始後から平成25年6月30日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。</p>
<p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p>	
<p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし。
④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	<p>●本所及び牧場において一括での調達が可能な案件については、共同での調達を実施するよう努めてきたところであり、24年度については、</p> <p>ア)事業規模等を踏まえて、必要最小限の仕様要件となるよう精査すること</p> <p>イ)機器導入時にリース等との比較、共同利用の可能性を検討すること</p> <p>ウ)定期的に他独立行政法人の購入に関する情報を収集し、適正価格の把握に努めること</p> <p>を徹底するとともに、契約監視委員会において経費削減効果の検証を年2回実施した。その結果、入札品目をセンター本所で一括購入する、契約方法を複数品目の総価契約とせず単価契約とする等により、市販価格に比して廉価な導入が可能ではないかとの結論に至り、ヘルメット等の購入契約について、センター本所で一括購入した。また、薬品の購入契約について、複数品目の総価契約ではなく単価契約としたなど契約方法の見直しを行った。</p> <p>今後も引き続き共同での調達を実施するとともに、新規業者の開拓及び競争性の向上などさらなるコストの縮減を図るための取組みを強化することとしている。</p>
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	<p>●調達に当たっては、</p> <p>ア)事業規模等を踏まえて、必要最小限の仕様要件となるよう精査すること</p> <p>イ)機器導入時にリース等との比較、共同利用の可能性を検討すること</p> <p>ウ)定期的に他研究機関の購入に関する情報を収集し、適正価格の把握に努めることに留意して取り組んでおり、調査研究業務に係る調達の透明性及び効率性の確保のため、調達先の事業規模や調達実績に関する要件を緩和するとともに、研究機器等の物品の調達に当たっては、事前に他の研究機関の入札結果等を調査し、調達価格の参考とするなど他機関の実績を客観的な指標として活用した。</p> <p>今後も引き続き、他の研究機関の購入に関する情報の収集等を通じて、新規業者の開拓など競争性の向上に努めるとともにコストの縮減に向けた取組を行うこととしている。</p>
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	●中央畜産研修施設の管理・運營業務について、民間競争入札により平成21年4月から3年間民間事業者へ業務委託したのに引き続き、平成24年4月から民間競争入札により民間事業者への業務委託を開始したところであり、今後も引き続きサービスの質の維持・向上と経費削減に努めることとしている。

<p>○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>●中央畜産研修施設の管理・運營業務について、民間競争入札により民間事業者へ同業務を委託した結果、1割程度の経費削減が図られたところであり、さらなる競争性の確保を図るため事業規模に関する制限を無くす入札参加要件の緩和を図ったうえで、平成24年4月から引き続き民間競争入札により民間事業者への業務委託を開始したところ。</p> <p>今後は「調達改善の取組の推進について」(平成25年4月5日行政改革推進本部決定)に基づき、農林水産省において「平成25年度農林水産省調達改善計画(平成25年6月12日)」が策定されたことを踏まえ、引き続き経費の削減等に努めることとしている。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>●役員給与については「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に準じて、平成24年4月から見直しを行い、職員給与については平成24年5月から国家公務員の給与特例法に準じた給与規程改正の措置を講じている。なお、平成24年4月分の職員給与については12月期の期末手当で減額調整を行っている。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>●ラスパイレス指数は95.4(平成24年度)であり、国家公務員より給与水準が低い。</p>
<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>—</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>●理事長、理事及び監事の給与については、引き続きその額をホームページで公表することとしている。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>●監事の監査事項及び評価委員会の評価事項として、①人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く)の削減状況、②国家公務員の給与構造改革や給与水準の見直しに準拠した給与規程の改正、③法人のラスパイレス指数等について監査、評価を毎年度実施しており、今後も、監事による監査、評価委員会による事業評価において、引き続きチェックを行っていく。</p>

② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>●平成23年3月に策定した中期計画において、運営費交付金で行う業務のうち一般管理費(人件費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%を抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%を抑制するとともに、毎年度行う財務分析の結果を経費の縮減に活用することとしている。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>●国家公務員に準じたものとなっている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>●事業費等については、合理性、効率性の観点から、当該年度の予算配分の考え方を作成し、これに基づき各業務の事業量をベースに各牧場の業務の実施状況等を勘案した上で、具体的な予算の執行に関する計画を作成している。</p> <p>また、物件の調達に当たっては、複数の見積もりを取ることを徹底することにより、所要額の積算に当たっての考え方を明確にするなど必要な経費を積算段階から精査できるようにしている。</p> <p>なお、予算の執行に当たっては、監事監査等において本所・各牧場の業務の実施状況等を点検・精査することで効率化を図るとともに、財務にかかる情報をセンターHPで公表することで透明化を図っている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>●内部監査、監事監査、会計監査人監査の監査状況等を第三者委員会であるコンプライアンス・業務監視委員会に報告し、内部統制が有効に機能しているかについて客観的な評価を受けた結果を理事長に報告することで、適宜必要な是正措置が実施されているところ。</p> <p>また、平成23年10月に旧業務監査室にリスク管理等の業務を加えコンプライアンス推進室に改組したなど、コンプライアンス推進体制をさらに強化したところ。</p> <p>●業務目標、役職員行動規範等の周知徹底を図るため職場で勉強会等を開催するとともに、職員の意識調査を踏まえた職場環境の改善の取り組み、各職場における近況報告等によるコミュニケーションの育成といった組織運営改善の取り組みを実施するなど、組織のコンプライアンスの確保に努めた。</p>

5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	○平成23年3月に策定した中期計画に基づき、家畜人工授精用精液、家畜受精卵、種鶏等の配布及び飼料作物の種子配布価格について、生産コストを考慮し、畜産経営等に及ぼす影響を踏まえ、民間市場価格と比較すること等により価格の設定の見直しを行った。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	該当なし。
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	●平成23年3月に策定した中期計画において、特許権については保有する目的を明確にしたうえで、登録及び保有コストの削減を図るとともに、特許収入の拡大を図ることとしたところ。この方針に従い、平成24年度に職務発明審査会を2回開催し、出願中特許及び保有特許の保有目的の明確化や現状の点検を行った。その結果、自己収入の拡大を図るため保有特許(2件)の実施許諾を民間販売業者(1社)及び畜産関係団体(1機関)に対して行った。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	●調査研究については、調査研究課題の審査や評価等をセンター検討会(中間及び年度末計2回)及び評価会議(年度末1回)において実施している。評価会議は大学及び公的研究機関の有識者といった外部評価委員により構成されており、評価会議における評価及び技術的助言等を踏まえ、次年度以降の調査研究について適切な見直しを行っている。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	●調査研究の評価にあたっては、毎年度、各分野毎に外部の評価委員から客観的な評価を受けており、24年度の評価会議においては、24年度で終了予定としていた肉用牛の2分離胚(受精卵)の移植試験について、外部委員からの評価を受けて継続試験とするなど、その結果を踏まえ適切に計画の見直しを行っている。 また、国民への説明責任を果たすため、各年度の事業実績及び評価結果をホームページ上で公表している。

No.	57	所管	農林水産省	法人名	家畜改良センター
-----	----	----	-------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	全国的な視点での家畜改良	家畜改良業務の事業規模の縮減（家畜の多様化、系統造成の支援に特化）	23年度以降実施	乳用種雄牛の検定業務の民間移行、系統豚造成の段階的廃止等により事業規模を縮減するとともに、種畜の多様化に特化した業務体系に移行する（泌乳持続性や飼料利用性の重視など）。	1a	乳用種雄牛の後代検定への参加について計画を前倒して23年度末までに民間に移行するとともに、肉豚を種雄として直接生産農家に供給する業務を23年度末までに原則中止すること等により事業規模を縮減した。また、従前の乳量や脂肪交雑を重視した家畜改良から、泌乳持続性や飼料利用性を重視した家畜改良等、種畜の多様化に特化した業務体系に移行した。（H22年度予算14.5億円→H24年度13.1億円）	措置済み
		精液採取用種雄牛の貸付業務の見直しによる自己収入の拡大	23年度から実施	精液採取用種雄牛の貸付けの入札については、応札者数が少ないことから、周知活動を強化するなどの方法により更に競争性を高める。	1a	ホームページなどによる周知に加え、畜産関係者の会合の場における伝達、畜産関係専門誌等への掲載、さらには中央畜産研修施設及びシンポジウム会場におけるポスター掲示による周知活動に継続的に取り組んだ結果、23年度は全5回の入札実施のうち複数応札となったケースがなかったのに対し、24年度については、これまで取り組んできた周知活動の成果として新たな応札者を確保するなど、全6回の入札実施のうち3回において複数応札となり、競争性の向上が図られた。 また、競争性の向上に伴い、肉用牛の貸付収入が平成23年度は1頭あたり184千円だったのに対し、平成24年度は1頭あたり219千円となり、1頭あたり35千円の増収、肉用牛貸付収入の総額では1,781千円の増収となるなど、自己収入の拡大が図られた。	引き続き競争性の向上が図られるよう周知先の拡大の検討を行い、更なる競争性の確保に努める。
		調査研究業務について事業規模の縮減	23年度から実施	業務効率化のための調査に特化し、より研究要素の強い業務（資源循環型の窒素成分強化たい肥を用いた飼料作物栽培に関する調査、食味に関する新たな理化学分析項目の開発及び体細胞クローン牛の調査）は他の研究開発法人（特に農業・食品産業技術総合研究機構（畜産草地研究所））や大学、民間等にゆだねるなど役割分担を明確化し、事業規模を縮減する。	1a	調査研究業務について、より研究要素の強い業務は他の研究機関等に委ねる等役割分担を明確にするとともに、課題の重複を排除することとし、他の研究機関等で実施可能な資源循環型の窒素成分強化たい肥を用いた飼料作物栽培に関する調査、食味に関する新たな理化学分析項目の開発及び体細胞クローン牛の調査を22年度末をもって廃止した（調査研究業務予算：H22年度1.9億円→H24年度1.5億円）。	措置済み
02	飼料作物種苗の増殖	種苗（原種）の提供価格の見直しによる自己収入の拡大	23年度から実施	提供価格については、栽培用種子の農家への販売価格に及ぼす影響に留意しつつ、原則として生産コストに見合った金額に見直すとともに、より競争的な契約手続を導入し、自己収入の拡大を図る。	1a	飼料作物の種子配布価格については、畜産経営等に及ぼす影響や民間市場価格と比較を行いつつ、平成23年度中に、従前の価格（「生産コスト」又は「市場価格の2倍」のいずれか低い価格）を見直し、生産コスト見合いを原則とする新たな価格を設定した。また、従前は競争性のない随意契約で実施していたが、平成23年度に一般競争入札を導入し実施した。 その結果、平成23年度の種苗（原種）の提供価格の見直しによる自己収入は、従前の価格で販売した場合の5,674千円から6,586千円へと拡大した。	措置済み
03	牛トレーサビリティ業務	-	-	-	-	-	-
04	種畜検査及び種苗検査	種畜検査の自治体移管	23年度以降実施	総コストの縮減を図りつつ、各都道府県における検査能力水準の斉一化、検査結果についての責任問題の整理を行い、事業を自治体に移管する。	2a	都道府県の畜産課長で構成する全国畜産課長会の検討ワーキンググループにおいて、総コストの縮減、検査能力水準の斉一化、検査結果についての責任問題等について検討が行われているところ。 また、一定の条件を満たす一部の品種の家畜に関し、家畜改良センターが行う種畜検査に代わり、都道府県が自ら検査等を行える仕組みについて、平成24年4月1日に施行。	引き続き種畜検査を都道府県に移管する上で課題となるコストの問題や事故発生時における責任の所在をどうするかといった諸課題の整理に努める。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
05	不要資産の国庫返納	土地等の国庫返納	23年度以降実施	「取引関係の見直し」に伴い生じた不要資産を国庫納付する。	3	7月1日時点では、「取引関係の見直し」に伴う不要資産は発生していない。	「取引関係の見直し」に伴う不要資産が発生した場合には、速やかに国庫返納する。
06	取引関係見直し	土地等の貸付けの見直し	23年度以降実施	本所（福島県）において貸付けを行っている土地（社団法人家畜改良事業団：土地約700㎡・建物約460㎡・無償、社団法人ジャパンケネルクラブ：土地約1万㎡、約21万円/年）については、土地の売却又は適正価格による貸付けを行う。	1a	社団法人家畜改良事業団に対する貸付けについては、同事業団と法人が協議し、平成23年4月から有償貸付けに移行している。また、貸付料について適正価格とするため、不動産鑑定士等の民間精通者の意見を踏まえ、契約監視委員会に諮った上で、23年度中に貸付料算定基準の見直しを行った（23年度 約72万円/年→平成24年度 約87万円/年）。 社団法人ジャパンケネルクラブに対する貸付けについては、当該貸付の妥当性を確認する観点等から、施設の利用状況等について確認を行ったうえ、契約監視委員会に諮り、貸付を行う事に対して了承を得た。また、貸付料について適正価格とするため不動産鑑定士等の民間精通者の意見を踏まえ、23年度中に貸付料算定基準の見直しを行った（平成23年度 約21万円/年→平成24年度 約23万円/年）。	措置済み
07	人件費の見直し	技術専門職員の見直し	23年度以降実施	技術専門職員が担当する家畜管理、飼料生産業務等については、費用対効果の観点から十分に精査し、アウトソーシングを促進する。	1a	家畜の飼養管理、飼料生産等のうち単純作業については、段階的に外部化を進めてきたところであり、24年度については宮崎牧場の放牧地の管理業務について新たに外部委託を実施するなど、着実にアウトソーシングを進めているところ。 （人件費：平成22年度6,249,114千円→平成23年度6,044,577千円→平成24年度5,675,652千円）	家畜飼養管理、飼料生産業務等における単純作業については、作業内容を精査し、費用対効果や退職者の状況を踏まえつつ、計画的かつ段階的に外部化を進める。

No.	57	所管	農林水産省	法人名	家畜改良センター
-----	----	----	-------	-----	----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	家畜の改良増殖	1	実験用ウサギの種畜供給業務を廃止する。	平成20年3月に当該業務を廃止した。	措置済み
2		みつばちに係る業務を廃止する。	1	平成20年10月に当該業務を廃止した。	措置済み	
3		民間競争入札の適用	中央畜産研修施設の管理・運営業務について、平成21年度より民間競争入札を導入する。	1	予定どおり平成21年4月から民間競争入札を導入し、業務委託(3か年契約)を実施した。平成24年4月からは引き続き民間競争入札により業務委託(3か年契約)を実施中である。	今後も引き続き民間競争入札による業務委託を実施することとしている。
4	運営の効率化及び自律化	業務運営体制の整備	1	コンプライアンス委員会を設置する。	平成20年4月にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進計画を策定し業務を適正に行うため法令遵守を推進してきたところであるが、平成23年度からは更に内部統制の強化を図り、事業の内部審査や評価について対外的透明性を確保するためコンプライアンス委員会を第三者委員会であるコンプライアンス・業務監視委員会に改組するとともに、ガバナンスの強化・充実を図るため平成23年10月には業務監査室をリスク管理等の業務を加えコンプライアンス推進室に改組した。	今後も引き続き内部統制が確実に機能する職場環境を維持するとともに、適正な業務運営が図れるようコンプライアンスの推進に努めていくこととしている。